

東京金融賞審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 東京都が実施する東京金融賞において、「都民ニーズ解決部門」及び「E S G 投資部門」に応募した金融事業者に対する審査を行うため、審査委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- 一 「都民ニーズ解決部門」及び「E S G 投資部門」に応募した金融事業者の審査に関すること
- 二 その他、前項に定める審査についての必要な事項に関すること

(審査委員の構成)

第3条 審査委員会は、「都民ニーズ解決部門」及び「E S G 投資部門」それぞれに設置する。各部門の審査委員会は、3名の専門審査委員のほか、両部門共通の審査委員として、委員長1名、審査委員1名を置き、各部門合計5名の審査委員で構成される（以下、委員長及び各委員を総称して「審査委員」という。）。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長がやむを得ない事情があり審査委員会を欠席する場合には、審査委員の互選により委員長代理を選任する。

(審査委員の除斥)

第5条 審査において、公正で透明な審査を行う観点から、利害関係者に該当する審査委員が審査に加わってはならない。

- 2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 被審査事業者及び被審査事業者グループ企業の役職員である審査委員
 - 二 被審査事業者及び被審査事業者グループ企業の役職員の三親等内の親族である審査委員
 - 三 被審査事業者の企画・運営・助言等に関わっている審査委員
 - 四 被審査事業者が提出した応募内容と直接的な競争関係にある事業者に所属している審査委員
 - 五 その他東京都が被審査事業者の利害関係者と判断した審査委員

(守秘義務)

第6条 審査委員は、第2条に定める所掌事項の遂行に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査委員会の開催)

第7条 審査委員会は、東京金融賞事務局が招集のうえ開催する。「都民ニーズ解決部門」の審査委員会は、一次審査委員会と最終審査委員会に分かれ、一次審査委員会に

においては、表彰対象となる金融事業者3者を選定し、最終審査委員会においては、一次審査委員会で選定された3者に対し順位付けを行う。「ESG投資部門」においては、最終審査委員会のみを実施し、表彰対象となる金融事業者3者程度を選定する。なお、「ESG投資部門」については、金融事業者の順位付けは行わない。

(審査委員会の定足数)

第8条 審査委員会は、審査委員の過半数の出席により成立する。

2 審査委員会の議事は、出席した審査委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 審査委員は、やむを得ない事情がある場合は通信回線等を用いることにより、審査委員会に出席することができる。

(審査委員の代理)

第9条 第3条に定める審査委員が出席できない場合には、委任状により代理人をたてることができる。

(審査委員の任期及び審査委員会の解散)

第10条 審査委員の任期は、審査委員の就任した日から当該年度末までとする。

(公開等)

第11条 審査委員会及び審査委員会に係る資料は非公開とする。

(庶務)

第12条 審査委員会の庶務は、東京金融賞事務局が処理する。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成30年10月19日から施行する。